

## 入札公告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年(2026年)2月2日

下関市長 前田 晋太郎

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

下関市学校体育施設開放業務キーポスト設置等業務

#### (2) 業務概要

下関市が指定する市立小学校及び市立中学校学校（以下「学校」という。）において、既存のキーポストがある場合は、その撤去及び廃棄を行い、キーポストを設置する。

また、キーポストを設置し暗証番号を設定した上で、学校に取扱説明書を提出する。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 2 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 審査基準日において、下関市の物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があり、地域区分が「市内」であること。
- (3) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立

てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、下関市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課

（下関市南部町1番1号 市役所本庁舎西棟1階）

### 4 入札参加手続等

#### （1）入札参加資格確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」（様式1）を郵送（書留郵便物に限る。）又は持参し、提出すること。

提出期限 令和8年2月6日（金）正午【必着】

提出先 〒750-8521

下関市南部町1番1号 市役所本庁舎西棟1階

下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課 施設係

#### （2）入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年2月9日（月）17時までに「入札参加資格確認通知書」によりメールにて通知する。

### 5 入札に関する質問

- (1) 本入札に関する質問は、任意書式でメールによること。  
(2) 質問の期限は、令和8年2月9日（金）正午までとする。  
(3) 質問の回答は、質問提出者のみにメールにて回答する。  
(4) 問い合わせ先 下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課 施設係  
メール kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

## 6 入札方法

入札書（様式2）を下記7に掲げる入札日時及び場所に持参すること。なお、郵便による入札は認めない。また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記入すること。

## 7 入札（開札）日時及び場所

（1）入札（開札）日時 令和8年2月10日（火） 10時00分

（2）入札（開札）場所 下関市南部町1番1号

下関市役所本庁舎西棟1階 101相談室

## 8 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、別途通知する。

## 9 落札者の決定

最も低い金額を入札した者を落札者とする。

## 10 その他

- （1）入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその次の開庁日）までに書面を観光スポーツ文化部スポーツ振興課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- （2）（1）に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- （3）入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を入札時までに提出すること。
- （4）入札参加者が開札日までに入札参加資格を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- （5）次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。

- イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
  - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
  - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
  - オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。
  - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。
  - キ 金額を訂正した入札書によるもの。
- (6) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。

別紙1

仕様書

1. 業務名

下関市学校体育施設開放業務キーポスト設置等業務

2. 業務概要

下関市が指定する市立小学校及び市立中学校学校（以下「学校」という。）において、既存のキーポストがある場合は、その撤去及び廃棄を行い、キーポストを設置する。

また、キーポストを設置し暗証番号を設定した上で、学校に取扱説明書を提出する。

3. 業務場所

下関市内

4. 業務内容

ア キーポストを設置すること。設置する学校については、別紙1-1のとおりとする。キーポストは、暗証番号にて施錠ができる。キーポストは、参考商品と同等品以上とする。

【参考商品】(株)エヌケーパーツ工業 KPN-40

イ 既存のキーポストがある場合は、撤去し処分すること。撤去後、補修を行うこと。

ウ キーポスト設置後、暗証番号を設定し、設置したキーポストの取扱説明書を設置した学校に提出すること。

エ 業務に際し、業務予定をあらかじめスポーツ振興課に提出し、業務の前日までに業務を実施する学校に対し、事前に連絡を行うこと。学校行事などで業務の実施が難しい場合は、別日で業務を実施すること。

オ 業務完了後、完了報告書をスポーツ振興課に提出すること。また併せてキーポストの撤去・設置について、業務前・業務後の写真を提出すること。

カ 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙2 下関市暴力団廃除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

キ 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

ク この業務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別紙4 個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

ケ この仕様書に記載のない事項については、市と受託者で協議の上決定することとする。

番号	学校名	撤去	体育館用設置	武道場用設置	備考
1	養治小学校	○	○		
2	文閑小学校	○	○		
3	名陵小学校		○		
4	関西小学校	○	○		
5	桜山小学校		○		
6	向山小学校	○	○		
7	生野小学校		○		
8	本村小学校		○		
9	江浦小学校		○		
10	角倉小学校		○		
11	小月小学校	○	○		
12	清末小学校		○		
13	王司小学校		○		
14	勝山小学校		○		
15	川中小学校		○		
16	安岡小学校		○		
17	吉見小学校	○	○		
18	吉田小学校		○		
19	王喜小学校	○	○		
20	うつい小中学校（旧内日小）		○		
21	山の田小学校		○		
22	川中西小学校		○		
23	堀田小学校		○		
24	長府小学校		○		
25	一の宮小学校	○	○		
26	熊野小学校		○		
27	豊東小学校		○		
28	岡枝小学校		○		
29	檜崎小学校		○		
30	西市小学校		○		
31	豊田下小学校		○		
32	室津小学校		○		
33	誠意小学校		○		
34	川棚小学校		○		
35	小串小学校		○		

番号	学校名	撤去	体育館用設置	武道場用設置	備考
36	宇賀小学校		○		
37	豊北小学校		○		
38	日新中学校		○	○	
39	向洋中学校		○	○	
40	文洋中学校		○	○	
41	名陵中学校		○	○	
42	東部中学校		○	○	
43	長府中学校		○	○	
44	勝山中学校		○	○	
45	川中中学校		○	○	
46	安岡中学校		○	○	
47	吉見中学校		○	○	
48	彦島中学校			○	
49	玄洋中学校			○	
50	山の田中学校		○	○	
51	堀田中学校		○	○	
52	長成中学校		○	○	
53	菊川中学校		○		
54	豊田中学校		○		
55	豊洋中学校		○		
合計		8	53	15	

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

### 特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

#### 1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

#### 2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

#### 3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

#### 4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用

すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9　乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。